

平成 23 年 4 月 15 日

協会員 各位

日本貸金業協会

「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書について

平成 23 年 4 月 14 日、別添「「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書」を金融庁長官あて提出いたしましたのでお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 コンプライアンス部
業務課 篠原・加藤

TEL : 03-5739-3014 FAX : 03-5739-3027

日金協発第 23-13 号

平成 23 年 4 月 14 日

金 融 庁 長 官

三 國 谷 勝 範 殿

日 本 貸 金 業 協 会

会 長 飯 島 巖

「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」につきましては、貸金業の利用者にも大きな被害が出ております。協会では、協会員に対して、被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込等の相談等について、被災者の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧な対応を要請し、協会員もそれに対して真摯に取り組んでいるところです。

今後、極度方式基本契約において極度枠の利用が進んだ場合、一部の利用者において、源泉徴収票その他の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載した書面を、施行規則に基づき 2 カ月以内に提出しなければならず、被災者に限って 2 カ月という期間を延長してはどうかという声があります。

また、改正貸金業法の完全施行に際して導入された「特定緊急貸付契約」について、当該「特定緊急貸付契約」を導入しようとしている協会員から、「疎明資料として領収書を徴求しなければいけないのか。」という照会が、協会に対しても寄せられることが予想されます。

つきましては、貴庁におかれましても、被災者支援の観点から、このような貸金業法の規定の運用について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

以 上